

## 女川町障害者活躍推進計画

機関名	女川町
任命権者	女川町長
計画期間	令和7年4月1日～令和12年3月31日（5年間）
障害者雇用に関する課題	<p>女川町では、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第40条に基づき、毎年、障害者である職員の任免に関する状況の通報を行っている。その一方で、近年、法定雇用率が未達成な状況にあるが、職員採用試験の受験希望者の募集に苦慮しているため、障害者に限定した募集・採用は行っていない。</p> <p>法定雇用率の達成に向け障害者の積極的な採用活動に努めるとともに、雇用した障害者である職員の活躍のために、障害の特性や個性に応じて能力を最大限に発揮できるよう体制整備と各種取組を進める必要がある。</p>
目標	
① 採用に関する目標	<p><b>【目標】</b> 在籍する雇用障害者が前年度を下回らず、法定雇用率以上の雇用を目指す。</p> <p><b>(参考)</b> 令和6年6月1日時点の実雇用率2.64%（法定雇用率2.8%） <b>(評価方法)</b> 毎年の障害者である職員の任免に関する状況の通報により、現状把握、評価、進捗管理を行う。</p>
② 定着に関する目標	<p><b>【目標】</b> 障害の種類や程度に合った業務への従事を考慮し、不本意な離職者を極力生じさせないこと。</p> <p><b>(評価方法)</b> 毎年の障害者である職員の任免に関する状況の通報及び人事記録を元に把握。</p>
取組内容	
① 障害者の活躍を推進する体制整備	<p><b>【組織面】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○障害者雇用推進者として総務課長を選任する。</li> <li>○障害者である職員の相談窓口は、総務課総務係が担当する。</li> <li>○組織外の関係機関（宮城労働局、ハローワーク石巻、その他障害者が利用している支援機関）との連携を図る。</li> </ul>

<p>② 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出</p>	<p>障害等により従来の業務遂行が困難となった職員から相談があった場合は、負担なく遂行できる業務の選定、創出及び合理的配慮について検討する。</p>
	<p><b>【職務環境】</b> 障害者である職員との面談等により必要な配慮を把握し、合理的配慮の範囲内で必要な措置を講じるよう努める。</p>
<p>③ 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理</p>	<p><b>【募集・採用】</b>            ○募集・採用にあたっては、以下の取扱いを行わない。            ○特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。            ○自力で通勤できることといった条件を設定する。            ○介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。            ○「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。            ○特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。</p>
<p>④ その他</p>	<p>国等による障害者就労施設等から物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号）に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。</p>